

「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針（URP23）」の改正要旨

平成 29 年 4 月 10 日

IAJapan 技術管理グループ

1. 改正理由

認定・登録試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者がその認定・登録範囲で使用する重要設備・装置について、入手、保持が必要な計量計測トレーサビリティの客観的な証拠（校正証明書、標準物質認証書）の優先順位を、ILAC P10:01/2013記述と整合させるための改正を行う。

2. 主な改正内容

- ◆引用規格のISO番号にJIS番号を付記、IAJapan内部文書番号の変更【3.項】
- ◆“ISO Guide 34”を“ISO 17034”に変更【3.項、4.項、7.3項】
- ◆“計量計測トレーサビリティを確認するための要素”の引用元を、廃止文書（ILAC P10:2002）から現存文書（ISO/IEC Guide 99:2007）へ変更【5.2項】
- ◆計量計測トレーサビリティの客観的証拠の選択肢（6.3.1項）のうち（ア）から、“又はこれらと同等の校正証明書若しくは標準物質認証書”を削除、また6.3.1項注記2)を削除
- ◆6.3.1 項（ア）～（カ）に準ずる計量計測トレーサビリティの客観的証拠の選択肢として、“NMI が CIPM MRA の範囲外で発行する校正証明書若しくは標準物質認証書”を追記（7.1 項、7.2 項）
- ◆JCSS については法令に基づき、CIPM MRA 範囲外の jcass 証明書を 6.3.1 項（ア）と同等の証明書として用いることができる旨の記述を追記（7.1 項注記）
- ◆EURACHEM 発行ガイドについて“IAJapan では、この和訳ガイドを公開している”を削除（8.項）

3. 施行期日

平成 29 年 6 月 1 日付け施行を予定。

以 上